



茨城県建築基準法取扱集

平成26年度版

茨城県土木部都市局建築指導課

(ご注意)

**この取扱集は特定行政庁である茨城県の建築基準法の考え方を示した
ものです。したがって、建築基準法の権限を有する茨城県内各市特定
行政庁の取扱いとは、異なる場合があります。県内各市特定行政庁が所管
する地域で建築する場合は、それぞれの市の建築主務課担当窓口でご確認
ください。**

平成27年3月 初版
茨城県土木部都市局建築指導課

明示例について

法令等	表現	明示例
• 建築基準法	法	法第〇〇条第〇項第〇号
• 建築基準法施行令	令	令第〇〇条第〇項第〇号
• 建築基準法施行規則	規則	規則第〇〇条第〇項第〇号
• 旧建設省告示	建告	S〇〇建告第〇〇〇〇号
• 国土交通省告示	国告	H〇〇国告第〇〇〇〇号
• 旧建設省通達	通達	S〇.〇.〇第〇〇〇号
• 旧建設省例規	例規	
• 茨城県建築基準条例	県条例	県条例第〇〇条第〇項第〇号
• 茨城県建築基準法等施行細則	県細則	県細則第〇〇条第〇項第〇号

会議等	表現	明示例
• 日本建築行政会議（H13～）	—	H〇〇日本建築行政会議

書籍等	表現	明示例
• 詳解建築基準法 改訂版（平成3年発刊）	詳解基準法	『詳解基準法』P.〇
• 誰にもわかる建築法規の手引き 1～5	法規手引	『法規手引』P.〇
• 建築基準法質疑応答集 1～5	質疑応答集	『質疑応答集』P.〇
• 建築物の防火避難規定の解説 2012	防避解説	『防避解説』P.〇
• 防火避難規定に関する運用指針	防避指針	『防避指針』P.〇
• 浄化槽の設計・施工上の運用指針 2014年版暫定版	浄化槽指針	『浄化槽指針』P.〇

目 次

第1 総則・単体規定

(1)定義(法第2条関係)

■仮設トイレの取扱いについて1
■載置式の一層二段等の自走式自動車車庫の取扱いについて2
■カラオケルームとして使用されるコンテナの取扱いについて3
■太陽光発電設備のパワーコンディショナを収納する専用コンテナの取扱いについて(※)4

(2)確認申請(法第6条関係)

■建築確認を要しない建築物の完了検査及び検査済証の交付について5
---------------------------------	--------

(3)面積、高さ、階数(法第53条、法第93条関係)

■小屋裏物置等の取扱いについて6
-----------------	--------

(4)その他

■採光関係について7
■地階における住宅等の居室関係について10

第2 集団規定

用途地域、卸売市場等の位置(法第48条、法第51条)

■老人デイサービスセンター及びグループホームの取扱いについて11
■自動車修理工場の取扱いについて(※)12
■準住居地域における原動機を使用する新聞販売店の取扱いについて13
■農家民宿等の取扱いについて14
■現金自動預け払い所(ATM)等の取扱いについて15
■コイン式精米所の取扱いについて16
■エステティックサロンの取扱いについて17
■水素供給スタンドに係る用途規制について18
■令第130条の9の2の「これらに類するもの」の解釈について(※)19
■廃棄物処理施設に係る法第51条ただし書許可について20

第3 防火避難規定

■物品販売業を営む店舗の避難階における屋外への出口幅の確保に関する取扱いについて	・・・21
■幅員4m未満の路地状部分で道路に接する敷地に建築される3階以上の建築物の非常用の進入口の設置について	・・・22
■独立した自走式自動車車庫の取扱いについて	・・・23
■県条例第15条第2号 共同住宅の窓先空地について	・・・28

第4 設備関係規定

■高度処理型浄化槽の設置に係る建築確認・完了検査の取扱いについて	・・・29
----------------------------------	-------

タイトルに※印の付いた項目については、茨城県内各市特定行政庁に確認を要するため、ご注意ください。（【別添1】一覧表参照）

仮設トイレの取扱いについて

【要 旨】

仮設トイレは、建築物には該当しないものとして取り扱う。

【内 容】

仮設トイレのうち、規模（床面積、高さ等）、形態、設置状況（給排水等の設置が固定された配管によるものかどうかなど）等から判断して、随時かつ任意に移動できるものは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物には該当しないものとして取り扱う。

該当法令	法第2条第1号
関連告示	

参 考	H16.9.13 国住指第 1551 号
-----	----------------------

載置式の一層二段等の自走式自動車車庫の取扱いについて

【要 旨】

載置式の一層二段等の自走式自動車車庫の取扱いは、以下のとおりとする。

【内 容】

次の各号に該当する載置式の一層二段等の自走式自動車車庫については、土地に定着している建築物と解し、建築物の安全性や市街地の環境確保等の観点から、法の規制がかかるものとする。

- 一 随時かつ任意に移動できる工作物でないこと。
- 二 駐車場の用途としての利用が継続的に行われること。
- 三 屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）であること。

該当法令	法第2条第1号
関連告示	

参 考	H16.12.6 国住指第 2171 号 H17 日本建築行政会議
-----	--------------------------------------

カラオケルームとして使用されるコンテナの取扱いについて

【要 旨】

カラオケルームとして使用されるコンテナは、法別表第一（い）欄（4）項に規定する遊技場に該当する。

【内 容】

コンテナ内で伴奏音楽の専用装置により歌唱する用に供する個室（いわゆるカラオケルーム）は、その形態及び使用の実態から法第 2 条第 1 号に規定する建築物に該当する。

コンテナをカラオケルームとして使用するには、特に以下の点に留意すること。

- ・ カラオケルームとして使用されるコンテナは、法別表第一（い）欄（4）項に規定する遊技場に該当すること。
- ・ 有効な換気を確保するため、機械換気設備その他の換気設備を設けること。

（参考：H1.7.18 住指発第 239 号より抜粋）

コンテナを利用した建築物については、下記の事項に留意すること。

- 1 略
- 2 構造耐力上の安全性の確認に当たっては、コンテナの転用という特殊性にかんがみ、以下の点に留意すること。
 - (1) 構造耐力上主要な部分が腐食、腐朽していないコンテナを使用すること。
 - (2) コンテナを鉄筋コンクリート造等の基礎に緊結し、コンテナに作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝えること。
 - (3) コンテナに開口部を新たに設けること等により構造耐力上支障を生ずるおそれのある場合には、適切な補強を行うこと。

該当法令	法第 2 条第 1 号、法別表第一(い)欄(4)項
関連告示	

参 考	H1.7.18 住指発第 239 号 H16.12.6 国住指第 2174 号
-----	--

太陽光発電設備のパワーコンディショナを収納する専用コンテナの取扱いについて（※）

【要 旨】

技術的助言（平成 24 年 3 月 30 日付け 国住指第 4253 号）の「太陽光発電設備のパワーコンディショナを収納する専用コンテナ」について、構造及び形状は原則として問わない。

【内 容】

コンテナについては、構造や形状に関する定義付けがなく、技術的助言においても、明確に示されていない。

コンテナの構造は、輸送の観点で ISO 規格があるが、建築基準法において、この規格に適合させなければならないものではない。

また、コンテナは、主に輸送を容易にするための容器になるが、それ以外の目的で使用されるものもあり、形状については明確な規定がない。

したがって、原則としてコンテナの構造及び形状については問わないこととし、基本的には、技術的助言で示されている必要最低限の空間の有無や、明らかにパワーコンディショナの収納専用であるものかどうか、法を逸脱しない範囲で判断することとする。

該当法令	法第 2 条第 1 号
関連告示	

参 考	H24.3.30 国住指第 4253 号（技術的助言）
-----	-----------------------------

建築確認を要しない建築物の完了検査及び検査済証の交付について

【要旨】

都市計画区域外等の建築確認を要しない区域に建築された法第6条第1項第4号建築物(木造2階建て住宅等)については、完了検査を行うことはできない。

【内容】

法第6条第1項の規定に該当しない建築物については、法第7条の完了検査の規定は適用されず、完了検査及び検査済証の交付はできない。

(参考)

1. 完了検査について法第7条第1項は、「法第6条第1項の規定による工事を完了したときは、……建築主事の検査を申請しなければならない。」と規定している。
2. 「質疑応答集」は、「法第6条第1項の規定による工事」とは、
 - ① 法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けて行った工事
 - ② 法第6条第1項の規定により確認済証の交付を受けなければならない建築物の工事であるとしている。
3. いずれにしても、法第6条第1項に規定する建築物の工事であるので、法第6条第1項の規定に該当しない建築物については、法第7条の完了検査の規定は適用されないと判断される。

該当法令	法第6条、第7条
関連告示	

参 考	『質疑応答集』P.760
-----	--------------

小屋裏物置等の取扱いについて

【要旨】

小屋裏や床下等の余剰空間を利用して設ける物置等（以下「小屋裏物置等」という。）の取扱いは、以下のとおりとする。

【内容】

小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等がある場合、当該物置等の最高の内法高さが1.4m以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の床面積の2分の1未満であれば、当該部分については階（床面積）に算入しないことから、当該部分と同一の床のレベルから利用する場合であっても、小屋裏物置等として取扱って差し支えないものとする。

①図の場合、存する部分の床面積2分の1の取扱いは、以下のとおりとする。

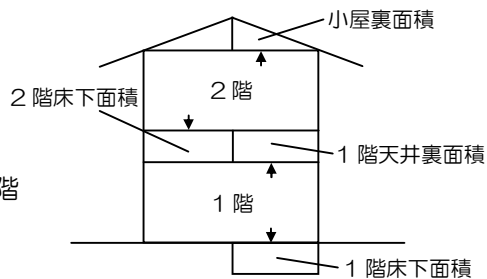
(小屋裏面積+2階床下面積) < (2階床面積×1/2)

(1階天井裏面積+1階床下面積) < (1階床面積×1/2)

(2階床下面積+1階天井裏面積) < (2階床面積×1/2)

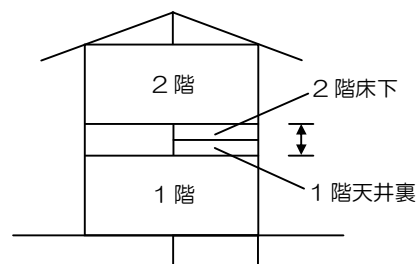
(2階床下面積+1階天井裏面積) < (1階床面積×1/2)

の条件が全て満たされていれば、小屋裏物置等の部分は階として取り扱わない。



②階として取り扱わない小屋裏物置等の部分は床面積には算入しない。

③図のように、建築物の中間部分に設けられた物置等について、2階床下と1階天井裏が重なる場合のように、合計すれば通常の空間(例えば1.4mを超える高さ)になるものについては、小屋裏物置等とはみなさない。



④小屋裏物置等は基本的に室内からの利用を想定しており、外部から利用するものは適用外とする。

該当法令	法第36条
	令第114条第2項
関連告示	

参考	H12.6.1 住指発第682号
	H14 日本建築行政会議

採光関係について(1/3)

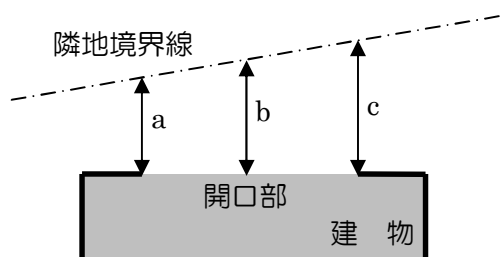
【要旨】

採光関係比率に関する取扱いは、以下のとおりとする。

【内容】

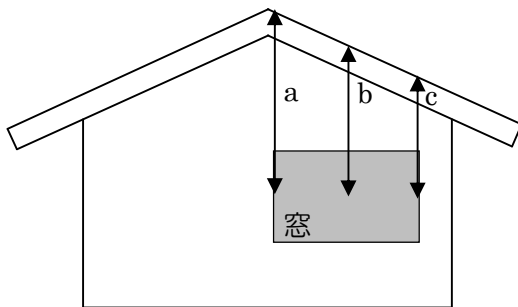
採光関係（法 28 条、令 19・20 条）

Q1



Q1.採光関係比率における水平距離は、
a、b、cのうちどれか。
A1.開口部の中心という考えから、bと
なる。

Q2



Q2.採光関係比率における垂直距離は、
a、b、cのうちどれか。
A2.開口部の中心という考えから、bと
なる。

該当法令	法第 28 条
	令第 19、20 条
関連告示	

参 考	H14 日本建築行政会議
-----	--------------

採光関係について(2/3)

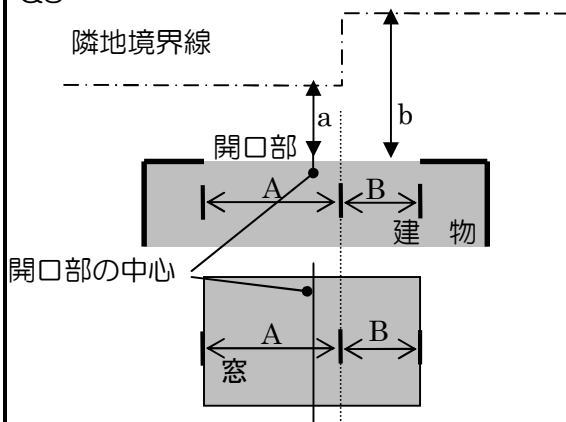
【要旨】

採光関係比率に関する取扱いは、以下のとおりとする。

【内容】

採光関係（法 28 条、令 19・20 条）

Q3

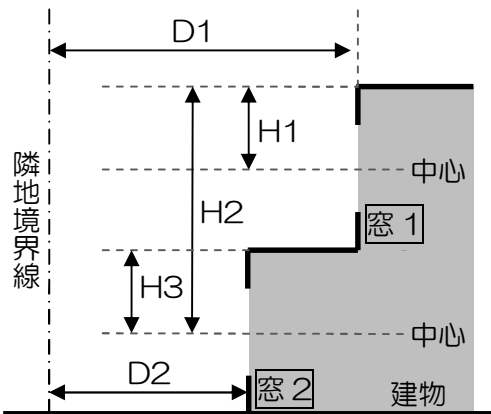


Q3.左図のように隣地境界線と開口部の水平距離が場所により異なる場合、採光関係比率における水平距離は a、b のうちどれか。

A3.開口部の中心という考えから、a でとることが原則である。

※図中Aは「水平距離aの距離の範囲」、Bは「水平距離bの距離の範囲」を示す。

Q4



Q4.左図の窓 1、窓 2 の採光関係比率は何か。

A4.窓 1 : $D1/H1$ となる。

窓 2 : $D1/H2$ 、 $D2/H3$ のうち、最小の数値を採光関係比率とする。

該当法令	法第 28 条
	令第 19、20 条
関連告示	

参考	H14 日本建築行政会議
----	--------------

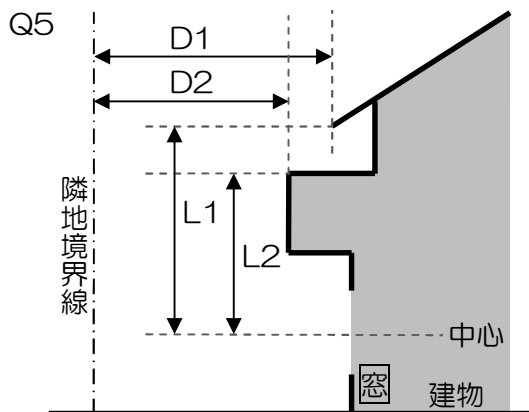
採光関係について(3/3)

【要旨】

採光関係比率に関する取扱いは、以下のとおりとする。

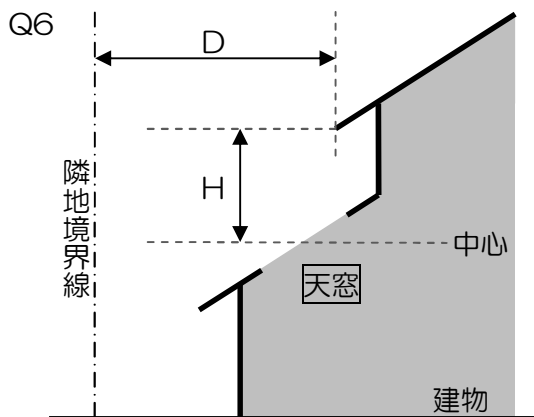
【内容】

採光関係（法 28 条、令 19・20 条）



Q5.左図の開口部における採光関係比率はどのようになるか。

A5.D1/L1 又は D2/L2 のうち最小の数値を採光関係比率とする。



Q6.左図の天窗における採光補正係数の計算はどのようになるか。

A6.D/H の採光関係比率を、採光補正係数を算定する式に挿入し、算出した数値に 3 を乗じて得た数値を、天窗の採光補正係数とする。

該当法令	法第 28 条
	令第 19、20 条
関連告示	

参考	H14 日本建築行政会議
----	--------------

地階における住宅等の居室関係について

【要 旨】

令第 22 条の 2 第 1 号ハの「居室内の湿度を調節する設備」とは、除湿設備のことである。

【内 容】

令第 22 条の 2 第 1 号ハでいう設備とは除湿設備のことである。これは、建築設備として少なくとも配管等と接続される除湿設備のことである。

該当法令	法第 29 条
	令第 22 条の 2
関連告示	

参 考	H1.10.27 住指発第 408 号
-----	---------------------

老人デイサービスセンター及びグループホームの取扱いについて

【要 旨】

原則として、老人デイサービスセンターは法別表第2（い）項第6号「老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの」に該当するものとして取り扱い、グループホームについては寄宿舍、共同住宅、または、児童福祉施設等として取り扱う。

【内 容】

老人福祉法に基づく老人デイサービスセンターは、建築基準法の「老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの」に該当するものとして取り扱う。また、グループホームについては、具体の施設の利用形態、各室の配置等を十分考慮し、事案ごとに寄宿舍、共同住宅、または、児童福祉施設等としての用途を判断していく。

該当法令	法第48条第1項、法別表第2(い)第2号
	令第130条の3第3号
関連告示	

参 考	H5.6.25 住指発第225号
	H14 日本建築行政会議
	H25 日本建築行政会議

自動車修理工場の取扱いについて（※）

【要 旨】

自動車修理工場とは、原則として、道路運送車両法第 78 条第 1 項の規定に基づく認証を受けた工場、若しくは、自動車の板金、塗装の作業を行う工場とする。

【内 容】

自動車修理工場とは、原則、道路運送車両法第 78 条第 1 項の規定に基づく認証を受けた工場、若しくは、自動車の板金、塗装の作業を行う工場とする。ただし、作業場の面積、設備規模及び作業内容等を総合的に判断し、当該施設の主たる用途が自動車の修理・整備を行う工場と認められる場合は、自動車修理工場として扱う。

（注意事項）

- 自動車の板金・塗装を行う場合における法第 48 条の判断をする際は、作業場の床面積以外に原動機を使用する塗装の吹付及び金属板のつち打加工等（別表第 2（と）項三号（二）及び（四の二））については、別途規制される。
- タイヤ交換、オイル交換作業等を単独で行う工場は、自動車修理工場としては扱わない。
- 小規模に行う洗車、自動車の点検、タイヤ交換、オイル交換等のサービスの提供をガソリンの供給に付随して行うガソリンスタンドは、自動車修理工場としては扱わない。

該当法令	法第 27 条、法第 35 条の 2、法第 48 条、法別表第 2
	県条例第 24 条～第 28 条の 2
関連告示	

参 考	H5.6.25 住指発第 225 号／住街発第 94 号
-----	------------------------------

準住居地域における原動機を使用する新聞販売店の取扱いについて

【要 旨】

新聞販売店に附属する作業場のように、主要用途が工場以外で原動機を使用する作業場がある場合、作業場の床面積の制限については、以下のとおりに取り扱う。

【内 容】

建築物の用途判断においては、実態に即して慎重に取り扱う必要がある。

したがって「原動機を使用する工場」かどうかは、申請書の主要用途欄の記載のみにて判断するにとどまらず、申請建築物の作業内容及び設備等により、個別具体的に判断する。

標題の新聞販売店については、建築物の実体的な用途を十分に把握し調査したうえで、準住居地域の住環境を害するおそれのある作業形態（騒音、振動等）のある場合や、相当量の製品を製造、あるいは梱包・仕分・荷造等の作業をして別敷地の店舗等へ卸している場合は、工場として作業場の床面積が制限される。

該当法令	法第 48 条第 7 項、法別表第 2(と)第 2 号
関連告示	

参 考	H15 日本建築行政会議
-----	--------------

農家民宿等の取扱いについて

【要 旨】

住宅の一部を農家民宿等として利用するもののうち、客室の床面積の合計が33㎡未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる建築物については、建築基準法上旅館に該当しないものとして取り扱う。

【内 容】

農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設（以下「農家民宿等」という。）については、平成15年3月25日に旅館業法施行規則が改正され、客室の床面積の合計が33㎡未満であっても必要な条件を満たしていれば、旅館業法上の簡易宿所営業の許可の対象となったところである。

簡易宿泊所については、昭和39年9月19日住指発第168号において、建築基準法上旅館に含まれるものとして取り扱う旨通知されているところであるが、住宅の一部を農家民宿等として利用するもののうち、客室の床面積の合計が33㎡未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる建築物については、上記にかかわらず、建築基準法上旅館に該当しないものとして取り扱う。

また、建築基準法施行令第128条の4第4項の適用に当たって、住宅の一部を農家民宿等として利用するものについては、住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものとして取り扱って支障がないものと考えられる。

該当法令	法第48条、法別表第2
	令第128条の4第4項
関連告示	

参 考	H17.1.17 国住指第2496号
-----	--------------------

現金自動預け払い所(ATM)等の取扱いについて

【要旨】

現金自動預け払い所(ATM)、現金自動支払い所(CD)(以下、現金自動預け払い所等とする。)は、サービス業を営む店舗として取り扱う。

【内容】

現金自動預け払い所等の建築基準法における用途の取扱いは、建築基準法施行令第130条の5の2第2号に規定するサービス業を営む店舗として取り扱う。

該当法令	法第48条、法別表第2
	令第130条の5の2第2号
関連告示	

参 考	
-----	--

コイン式精米所の取扱いについて

【要 旨】

コイン式精米所は、サービス業を営む店舗として取り扱う。

【内 容】

コイン式精米所の建築基準法における用途の取扱いは、建築基準法施行令第 130 条の 5 の 2 第 3 号に規定するサービス業を営む店舗として取り扱う。

該当法令	法第 48 条、法別表第 2
	令第 130 条の 5 の 2 第 3 号
関連告示	

参 考	
-----	--

エステティックサロンの取扱いについて

【要 旨】

エステティックサロン（ネイルサロンを含む）は、サービス業を営む店舗として取り扱う。

【内 容】

エステティックサロン及びネイルサロンの建築基準法における用途の取り扱いは、建築基準法施行令第130条の3第3号に規定する「理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」として取り扱う。

なお、同施設は業務内容が多様化していることから、第一種低層住居専用地域などでの立地については、住民サービスの範囲など、建築物や駐車場の規模及び業務内容等により、良好な住環境が阻害されないことに留意して判断するものとする。

該当法令	法第48条、法別表第2
	令第130条の3第3号
関連告示	

参 考	H16日本建築行政会議
-----	-------------

水素供給スタンドに係る用途規制について

【要 旨】

水素供給スタンドに係る用途規制については、以下のとおりとする。

【内 容】

- オンサイト製造型の水素供給スタンドにおけるガスの製造は法別表第2（ぬ）項第1号（十一）に掲げる可燃性ガスの製造には該当しない。
- オフサイト型の水素供給スタンドにおいて水素を圧縮する工程は、高圧ガス保安法の高圧ガスの範ちゅうでの圧力の変更である場合には、圧縮ガスの製造には該当しない。
- 圧縮水素の貯蔵量は、令第130条の9に規定する圧縮ガスの数量による制限が適用されるが、圧縮水素等を貯蔵等する設備に係る国土交通大臣の定める基準として、高圧ガス保安法第5条第1項に基づく一般高圧ガス保安規則第7条の3第2項各号に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものは除かれる。

水素供給スタンド：燃料電池自動車に圧縮水素を充てんする施設

オンサイト製造型：スタンドの敷地内で水を電機分解する方法又は水蒸気により石油系燃料等を改質する方法により発生させた水素を高圧に圧縮する施設

オフサイト型：スタンドの敷地外の施設において製造された圧縮水素を自動車に充てんする施設

該当法令	法第48条、法別表第2
	令第130条の9
関連告示	H26国告第1203号

参 考	H17.3.29 国住街第298号 H23.3.25 国住街第187号（技術的助言）
-----	---

令第130条の9の2の「これらに類するもの」の解釈について（※）

【要旨】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制の対象とならないホテルであっても、建築物の構造、形態、意匠等から「ラブホテル」と認められるものについては、令第130条の9の2の「これらに類するもの」に該当する。

【内容】

専ら異性を同伴する客の宿泊の用に供することを目的とするいわゆるラブホテルについては、令第130条の9の2の「その他これらに類するもの」に該当するものであるが、このラブホテルについては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）の規制の対象とならないものであっても、例えば、

- 客が必ず通過し自由に出入りすることができる共用の玄関を有しない構造であるもの。
- 客と従業員とが開放的に対面できる玄関帳場を有しない構造であるもの。
- 施設の規模に応じた、客が自由に利用することができるロビー、応接室等を有しない構造であるもの。
- 玄関又は駐車場の出入口に遮へい物が設けられる等により客の出入りの状況が外部から見通せない構造であるもの。
- 形態、意匠、色彩、照明その他の外観が著しく派手又は奇異であるもの。

等、建築物の構造、形態、意匠等から「ラブホテル」と認められるものについては、令第130条の9の2の「これらに類するもの」に該当する。

該当法令	法第48条第8項、10項、法別表第2(ち)第3号及び(ぬ)第3号
	令第130条の9の2
関連告示	

参考	H17.11.15 国住街第181号（技術的助言）
----	---------------------------

廃棄物処理施設に係る法第51条ただし書許可について

【要旨】

本県における法第51条ただし書許可に係る廃棄物処理施設の取扱いは、以下のとおりとする。

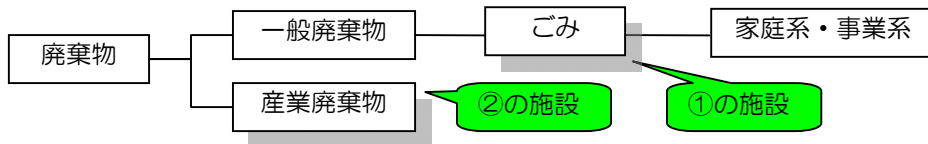
【内容】

1. 法第51条の「その他政令で定める処理施設」について

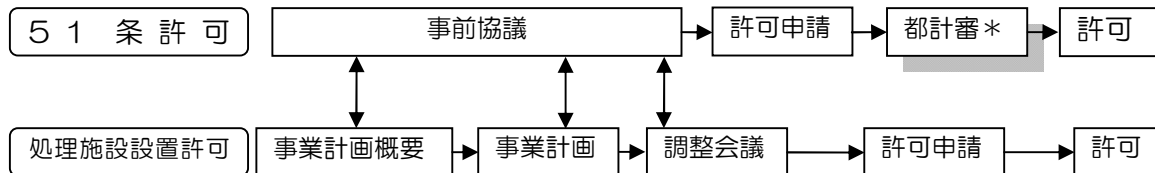
建築基準法施行令第130条の2の2により指定されている。

*下記②、③については、工場等に附属するもので、当該工場から発生した廃棄物のみ処理を行うものを除く。

- ① 廃棄物処理法施行令第5条第1項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く）
- ② 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2の産業廃棄物処理施設
- ③ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設



2. 許可手続きフロー



* 都市計画審議会への付議
 産業廃棄物処理施設 → 県の都計審
 一般廃棄物処理施設 → 市町村の都計審

3. 許可の審査事項

- 都市計画上の支障の有無
- 他法令の許認可の見込み
- 適正な敷地規模
- 接続する道路（幅員6m以上）
- 環境保全対策（騒音、粉塵、振動、悪臭、煤煙等）
- 敷地外周部に幅5m以上の緑地帯
- 周辺の土地利用の状況

該当法令	法第51条
	令第130条の2の2、令第130条の2の3
関連告示	

参考	H16.7.1 国住街第106号
----	------------------

物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口幅の確保に関する取扱いについて

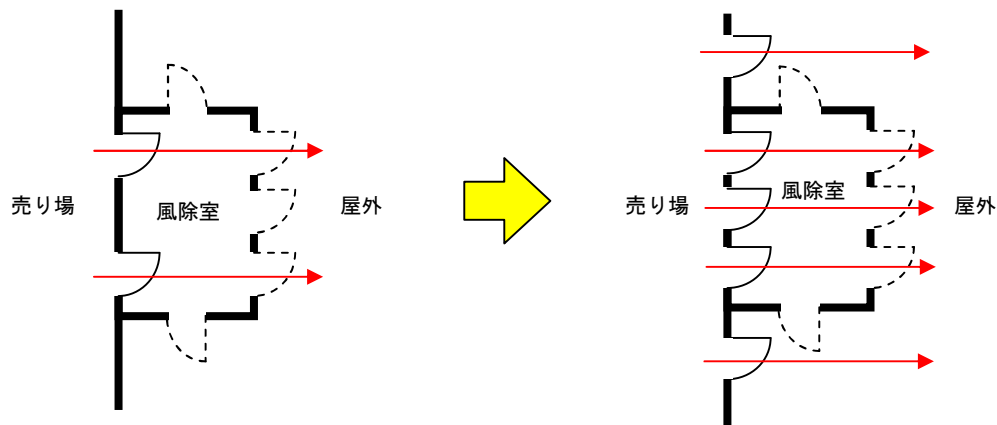
【要旨】

令第125条第3項の規定による屋外への出口幅については、売り場からの出口幅をもって屋外への出口幅とすることが望ましい。

【内容】

令第125条第3項の規定による物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口(以下「屋外への出口」という。)の幅については、売り場から風除室を通過して避難する計画において、避難の際の人の滞留を生じさせることなく避難階から屋外への移動がスムーズに行われることが同規定の趣旨であることを鑑み、売り場から風除室に通ずる出口の幅をもって屋外への出口の幅とすることが望ましい。

参考例（屋外への出口の幅が5ヶ所の出口を必要とする場合）



風除室の屋外への出口のみで屋外への出口の幅を確保することは、同規定の趣旨から望ましくない。

売り場から風除室への出口が3ヶ所であれば、風除室の屋外への出口が5ヶ所設けられていても、売り場から屋外への出口を2ヶ所設けることが望ましい。

凡例



売り場からの出口



風除室からの出口

※それぞれの出口幅は同じとする

該当法令	令第125条第3項
関連告示	

参考	H22.4.30 茨城県土木部都市局建築指導課事務連絡 「建築基準法施行令第125条第3項の規定による物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅の確保に関する取扱いについて」
----	---

幅員 4m 未満の路地状部分で道路に接する敷地に建築される 3 階以上の建築物の非常用の出入口の設置について

【要 旨】

幅員 4m 未満の路地状部分で道路に接する敷地に建築される 3 階以上の建築物の非常用の出入口の設置に関しては、平成 5 年 12 月 13 日付け建設省事務連絡「非常用の出入口の設置規定における路地状敷地の取扱い」による。

【内 容】

平成 5 年 12 月 13 日建設省事務連絡

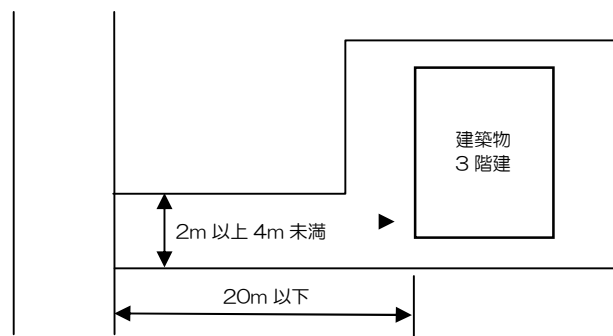
〔非常用の出入口の設置規定における路地状敷地の取扱い〕

記

次の基準に適合する場合においては、路地状敷地に建築される建築物についても、令第 126 条の 6 及び 126 条の 7 の規定上、非常用の出入口等が「道又は道に通ずる幅員 4m 以上の通路その他の空地に面する」ものと解することとする。

なお、本取扱いによっても道または道に通ずる 4m 以上の通路その他の空地に面するものと解されない場合にあっては、3 階以上の建築物を建築することはできない。

1. 道から非常用の出入口等までの延長が 20m 以下であること。
2. 路地状部分の幅員が 2m 以上であること。
3. 地階を除く階数が 3 であること。
4. 特殊建築物の用途に供するものでないこと。
5. 非常用の出入口等（当該非常用の出入口等に付随するバルコニーその他これらに類するものを含む。）が、道から直接確認できる位置に消火活動上有効に設置されていること。



該当法令	法第 35 条
	令第 126 条の 6、令第 126 条の 7
関連告示	

参 考	H5.12.13 建設省事務連絡 「非常用の出入口の設置規定における路地状敷地の取扱い」
------------	---

独立した自走式自動車車庫(1層2段、2層3段)の取扱いについて(1/2)

【要旨】

独立した2階建以下の自走式自動車車庫(1層2段、2層3段)については、これまで建築基準法(以下「法」という。)の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の法第38条の規定に基づき、その防火上の安全性について個別に審査を行い、特殊の材料又は構法として建設大臣の認定を行ってきたところであるが、今般、法における防火関係規定の取扱いを以下のとおりとする。なお、下記に示された規定以外のものについては、通常通りの取扱いとする。

【内容】

(1) 法第26条及び第27条、令第109条の3について

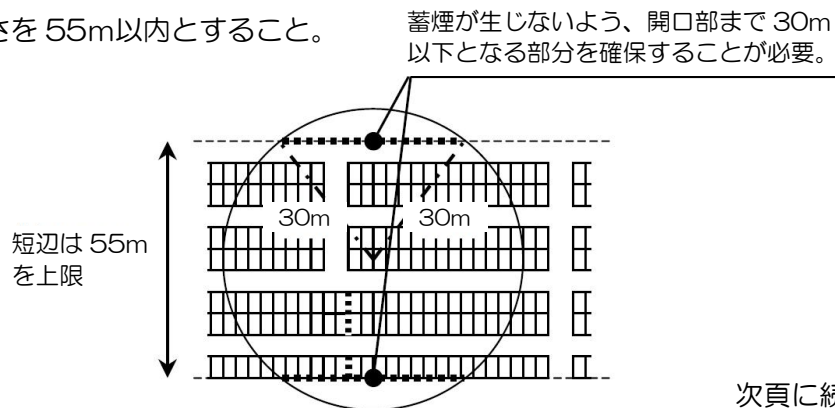
法第2条第九号の三及び令第109条の3第二号に適合する準耐火建築物とすること(床面積150㎡以上の場合)。ただし、(2)の開放性を確保するため、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とすること。

また、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部との間に50cm以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火塀(高さ1.5m以上)を設けること。ただし、1m以上の距離を確保した場合にはこの限りでない。

(2) 法第61条について

下記の基準に適合する開放性を確保した自走式自動車車庫については、法第61条第二号に該当するものとみなす。

- ①各階における外周部の上部50cm以上の部分が常時外気に直接開放され、かつ、外周部の上部の常時外気に開放されている部分の面積が各階床面積の5%以上であること。
- ②短辺の長さを55m以内とすること。



次頁に続く

該当法令	旧法第38条、法第26条、法第27条、法第61条、法第64条
	令第109条の3、令第112条第1項
関連告示	

参考	『防避解説』P.159~160
----	-----------------

独立した自走式自動車車庫(1層2段、2層3段)の取扱いについて(2/2)

【要旨】

独立した2階建以下の自走式自動車車庫(1層2段、2層3段)については、これまで建築基準法(以下「法」という。)の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の法第38条の規定に基づき、その防火上の安全性について個別に審査を行い、特殊の材料又は構法として建設大臣の認定を行ってきたところであるが、今般、法における防火関係規定の取扱いを以下のとおりとする。なお、下記に示された規定以外のものについては、通常通りの取扱いとする。

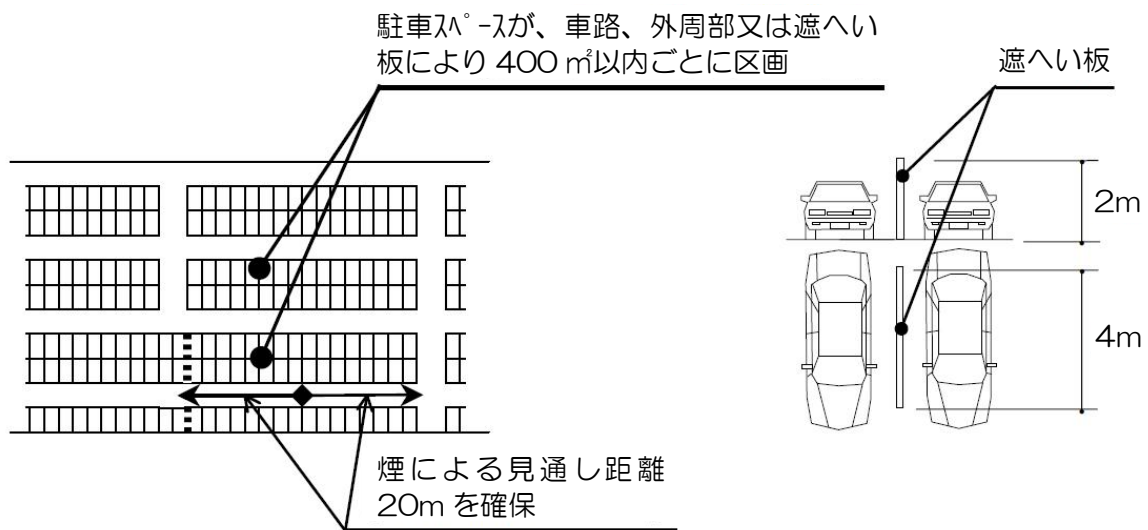
【内容】

(3) 法第64条について

開放性を確保するため、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とすること。

(4) 令第112条第1項について

(2)の基準に適合する開放性を確保した自走式自動車車庫のうち、駐車スペースが、車路(幅3.5m以上)、外周部又は準不燃材料で造られた遮へい板(幅4m以上、高さ2m以上)により400㎡以内ごと(車路等の間隔は40m以内)に区画され、かつ階高が2.8m以下の場合には外周部に50cm以上の準不燃材料で造られたスパンドレル、庇、垂れ壁等が設けられたものについては、令第112条第1項第一号に該当するものとみなす。



該当法令	旧法第38条、法第26条、法第27条、法第61条、法第64条
	令第109条の3、令第112条第1項
関連告示	

参考	『防避解説』P.159~160
----	-----------------

独立した自走式自動車車庫(3層4段以上)の取扱いについて

【要 旨】

独立した3階建以上の自走式自動車車庫(3層4段以上)の建築基準法における取扱いは、以下のとおりとする。

【内 容】

独立した3階建以上の自走式自動車車庫(3層4段以上)については、法第27条の規定により耐火建築物とすることが要求されているが、「独立した自走式自動車車庫(1層2段、2層3段)の取扱いについて(P.23~24)」に示した開放性を確保し防火上の措置を講じる場合には、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とする。その他の規定については通常通りの取り扱いとする。

該当法令	旧法第38条、法第26条、法第27条、法第61条、法第64条
	令第109条の3、令第112条第1項
関連告示	

参 考	『防避解説』 P.160
-----	--------------

独立した自走式自動車車庫の取扱いについて(転落防止対策)(1/2)

【要旨】

駐車場の転落防止対策については、以下の「設計指針」により取り扱う。

【内容】

駐車場における自動車転落事故を防止するための装置等に関する設計指針

第1 総則

一 目的

本指針は、建築物又は建築物の敷地に設ける多数の者の利用する駐車場（以下単に「駐車場」という。）において、通常考え得る程度の誤操作により、自動車が駐車場の外壁等を突き破り転落する事故を防止することを目的とする。

二 適用範囲

本指針は、直下の地面からの高さが5.1m（多数の者の利用する道路、広場等に転落するおそれがある場合においては、直下の地面からの高さが2.1m）以上である駐車場その他の自動車が転落することにより重大な事故が生じるおそれのあるものに適用する。ただし、駐車場で操車を行わない機械式の駐車場においては、この限りでない。

第2 装置等の設計方法

一 装置等の設置

自動車の衝突による衝撃力を処理することのできる装置等を駐車場の用に供する部分の外壁に面する側、車路に供する部分の屈曲部等誤操作による自動車の転落を有効に防止できる位置に設置すること。

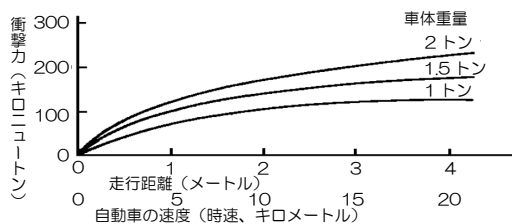
二 装置等の構造の設計

装置等の構造の設計をするに当たっては、次の（1）に掲げる衝撃力等を用いて（2）又は（3）に定めるところにより安全を確かめること。ただし、実験により装置等が衝撃力を十分吸収できることが確かめられた場合には、当該装置等を用いることができる。

（1） 装置等に作用する衝撃力等は、次に掲げる数値によること。

- 1) 衝撃力…250 キロニュートン
- 2) 衝突位置…床面からの高さ 60cm
- 3) 衝撃力の分布幅…自動車のバンパーの幅 160cm

ただし、これらの数値は、車体重量（積載重量を含む。）2トンの自動車が装置等に時速20kmで直角に衝突することを想定して算出しており（下図参照）、駐車場の設計条件、利用状況等に応じて、これらの数値以外の数値を用いて設計することが妥当な場合においては、これによることとする。



次頁に続く

該当法令	旧法第38条、法第26条、法第27条、法第61条、法第64条
	令第109条の3、令第112条第1項
関連告示	

参考	S61.9.1 住指発第185号 H15.2.25 国住指発第8290号(改正)
----	---

独立した自走式自動車車庫の取扱いについて(転落防止対策)(2/2)

【要旨】

駐車場の転落防止対策については、以下の「設計指針」により取り扱う。

【内容】

- (2) 部材の塑性変形等を考慮し、衝撃力を十分吸収できるようにすること。
- (3) 装置等を次に掲げる材料を用いて設計する場合にあっては、当該材料の許容応力度を通常の短期許容応力度の1.5倍まで割増して許容応力度設計を行うこと。
 - 1) 日本工業規格（以下「JIS」という。）G3101に定めるSS400及びSS490又はこれらと同等以上の品質を有する鋼材
 - 2) JIS G3112に定めるSD295及びSD345又はこれらと同等以上の品質を有する棒鋼
 - 3) 設計基準強度が1平方ミリメートルにつき24ニュートン以下の普通コンクリート
- 三 二次災害の防止
 - 装置等の設計に当たっては、外壁仕上げ材との間隔を適切に確保する等の措置を行い、仕上げ材の落下等による二次災害の防止に配慮すること。

該当法令	旧法第38条、法第26条、法第27条、法第61条、法第64条
	令第109条の3、令第112条第1項
関連告示	

参 考	S61.9.1 住指発第185号 H15.2.25 国住指発第8290号(改正)
-----	---

県条例第15条第2号 共同住宅の窓先空地について

【要旨】

県条例第15条第2号の窓は、玄関に近接して設けないとあるが、この場合の距離については、具体的事例に応じて個別に判断する。

【内容】

- 主要な出入口と同じ側に窓がある場合、間仕切り等で仕切られており、ある程度の距離が確保されていれば可とする。
- この場合の距離については、具体的事例に応じて個別に判断する。

該当法令	県条例第15条第2号
関連告示	

参 考	
-----	--

高度処理型浄化槽の設置に係る建築確認・完了検査の取扱いについて

【要 旨】

高度処理型浄化槽の設置に係る建築確認・完了検査の取扱いについては、以下のとおりとする。

【内 容】

○ 確認申請時の留意事項

- ① 現地調査表 3.地域地区・基準法許可関係中、「霞ヶ浦流域」の項へのチェックをすること。
- ② 添付すべき図書及びその図書に明示すべき事項を確認すること（規則第 1 条の 3 第 4 項表 1(4)）

図書の種類	図書に明示すべき事項
配置図	○ 浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法
浄化槽の仕様書	○ 浄化槽の汚物処理性能 ○ 浄化槽の処理対象人員及びその算出方法 ○ 浄化槽の処理方式 ○ 浄化槽の各槽の有効容量
浄化槽の構造詳細図	○ 浄化槽の構造

- ③ 国土交通大臣の認定書の写しを添付すること（規則第 1 条の 3 第 4 項表 2(1)）。なお、国土交通大臣の認定を受けている高度処理型浄化槽は、「別添 2 高度処理型浄化槽一覧」のとおりである。

○ 計画変更に係る取扱い

確認後の合併処理浄化槽の変更については、以下のとおりとする。

変更内容		取扱いについて
①位置を変更する場合		軽微な変更
②機種を変更する場合	通常型 → 高度処理型	軽微な変更
	高度処理型 → 通常型	法第 12 条第 5 項の報告
	高度処理型 → 高度処理型	軽微な変更
③浄化槽の設置へ変更する場合		法第 12 条第 5 項の報告
④汲み取り便所に変更する場合		法第 12 条第 5 項の報告
⑤公共下水道へ放流する場合		軽微な変更
⑥処理対象人員の算定を変更する場合 (50 人槽以下の場合に限る)		法第 12 条第 5 項の報告

○ 完了検査申請時の留意事項

- ① 完了検査申請においては、規則第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づく、建築確認を要した書類により、高度処理型浄化槽であることを確認する。
- ② 完了検査において県条例第 46 条の 3 の規定に違反する浄化槽と認められる場合には、規則第 4 条の 3 の 2 の規定により、当該建築主に対して検査済証を交付できない旨の通知をする。

該当法令	法第 31 条第 2 項、令第 32 条、規則第 1 条の 3 第 4 項表 1、表 2
	規則第 4 条第 1 項第 1 号、規則第 4 条の 3 の 2、県条例第 46 条の 3
関連告示	

参 考	
-----	--

茨城県建築基準法取扱集 各特定行政庁に確認を要する項目一覧表

○:取扱いが同じ ※:確認を要する —:適用外

ページ	項目	水戸市	日立市	土浦市	古河市	高萩市	北茨城市	取手市	つくば市	ひたちなか市
1	仮設トイレの取扱いについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	載置式の一層二段等の自走式自動車車庫の取扱いについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カラオケルームとして使用されるコンテナの取扱いについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	太陽光発電設備のパワーコンディショナを収納する専用コンテナの取扱いについて	○	○	○	○	○	○	○	※	○
5	建築確認を要しない建築物の完了検査及び検査済証の交付について	—	○	○	—	○	○	—	—	○
6	小屋裏物置等の取扱いについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	採光関係について(1/3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	採光関係について(2/3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	採光関係について(3/3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	地階における住宅等の居室関係について	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	老人デイサービスセンター及びグループホームの取扱いについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	自動車修理工場の取扱いについて	○	○	○	○	○	○	○	○	※
13	準住居地域における原動機を使用する新聞販売店の取扱いについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	農家民宿等の取扱いについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	現金自動預け払い所(ATM)等の取扱いについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	コイン式精米所の取扱いについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	エステティックサロンの取扱いについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	水素供給スタンドに係る用途規制について	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	令第130条の9の2の「これらに類するもの」の解釈について	○	○	○	○	○	○	※	※	○
20	廃棄物処理施設に係る法第51条ただし書許可について	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	物品販売業を営む店舗の避難階における屋外への出口幅の確保に関する取扱いについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	幅員4m未満の路地状部分で道路に接する敷地に建築される3階以上の建築物の非常用の進入口の設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	独立した自走式自動車車庫の取扱いについて(1/2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	独立した自走式自動車車庫の取扱いについて(2/2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	独立した自走式自動車車庫の取扱いについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	独立した自走式自動車車庫の取扱いについて(転落防止対策)(1/2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	独立した自走式自動車車庫の取扱いについて(転落防止対策)(1/2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	県条例第15条第2号 共同住宅の窓先空地について	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29	高度処理型浄化槽の設置に係る建築確認・完了検査の取扱いについて	—	—	○	—	—	—	—	○	—

別添2 大臣認定を受けている高度処理型浄化槽一覧

平成26年12月19日現在

全国浄化槽推進市町村協議会資料

メーカー	N除去型	N・P除去型
アムス(株)	アムス CXF-5, 7, 10型 アムス CXN2-5, 7, 10型 アムス AXZ-5, 7, 10型	
(株)化ベン住設	化浄化槽IBG-Z5, Z7型	
(株)クボタ	クボタ浄化槽 KN 5RT, 7RT, 10RT型 クボタ浄化槽 KJ-5, 7, 10型 クボタ浄化槽 KXF-5, 7, 10型 クボタ浄化槽 KZ 5, 7, 10型	
積水ホームテクノ(株)	セキスイ小型合併処理浄化槽 SGCN-5, 7, 10型 セキスイ小型合併処理浄化槽 SGCX-5, 7型	
大栄産業(株)	ダイエー浄化槽 FCE 5, 7, 10型, ダイエー浄化槽 FDR-5, 7, 10型	
(株)ダイキアクス	ダイキ浄化槽 DCN-5, 7, 10型 ダイキ浄化槽 XE-5, 7, 10F型 ダイキ浄化槽 XC-5, 7, 10N型	
東洋プラント(株)	東洋プラント小型合併処理浄化槽TPZ-5, 7, 10型	
中衛工業(株)	CHUEI-OM-5, 7, 10型	
(株)西原ネオ	ネオ浄化そう MCB2 α -5, 7, 10型 ネオ浄化そう MCF-5, 7 II, 10型 ネオ浄化そう CMN-5, 7, 10型 ネオ浄化そう CNZ-5, 7, 10型	
ニッコー(株)	ニッコー小規模浄化槽浄化王-5, 7, 10F型 ニッコー小規模浄化槽浄化王 χ -5, 7, 10型 ニッコー小規模浄化槽浄化王NEXT-5, 7, 10型	
(株)ハウステック	KBR1-5, 7, 10型 KGRN-5, 7, 10型 KTG-5, 7型	
フジクリーン工業(株)	フジクリーン CE 5, 7, 10型 フジクリーン CF II -5, 7, 10型 フジクリーン CEN-5, 7, 10	フジクリーン CRX 5, 7, 10型
前澤化成工業(株)	マエサワ浄化槽 VRC II -5, 7型 マエサワ浄化槽 VRCN-5, 7, 10型 マエサワ浄化槽 VRX II -5, 7, 10型	